

令和8年度(2026年度)社会教育主事講習 [A] Q & A

北海道立生涯学習推進センター

社会教育主事講習 [A] について、予想される質問と回答をまとめましたので、お問い合わせの前に参考にしてください。

1 社会教育主事、社会教育士の制度に係ること

Q 1 社会教育主事とは何ですか。

A 1 社会教育法にあるように、社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる専門的教育職員で、社会教育を行う者に対して専門的技術的な助言と指導に当たる役割を担います。社会教育主事講習(大学での社会教育主事養成課程など)を修了し、社会教育主事任用資格を取得後、発令を受けて社会教育主事となります。

Q 2 社会教育士とはどのような資格ですか。

A 2 社会教育士は資格ではありません。「社会教育について社会教育主事講習(大学での社会教育主事養成課程など)を修了し、専門的に学んだ人」という称号となります。

Q 1 にありますように、発令がなければ社会教育主事にはなれませんが、令和2年度より「社会教育士」の制度が始まり、社会教育主事講習を修了した方は、社会教育士と名乗れるようになり、今後の活躍が期待されているところです。

また、令和元年以前に社会教育主事講習を修了した方は、「社会教育経営論」(2単位)、「生涯学習支援論」(2単位)を修得することで、社会教育士の称号が得られます。(社会教育士の認定証はありません。)

Q 3 社会教育主事講習を受講した後、その資格を活かした就職はありますか。

A 3 多くはありませんが、市町村教育委員会が、社会教育主事有資格者を採用することはあります。企業や各団体等において、社会教育士を求人することは、まだ少ないですが、これから求められる可能性はあります。現段階では、社会教育主事講習を修了したことで、直接的に就職につながることは多くありません。

2 受講資格に係ること

Q 4 社会教育主事講習の受講資格について教えてください。

A 4 短大卒以上または教員免許を有していれば受講可能です。高等学校卒業、専門学校卒業の場合は、社会教育についての業務経験年数が必要になります。

本講習の要項に「社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する方」との記載がありますが、各号は次のとおりです。

- ・第2条第1号 大学に2年以上在学して62単位以上習得した者
(大学卒、短期大学卒、高等専門学校(高専)卒、在学中)
- ・第2条第2号 教育職員の普通免許状を有する者
- ・第2条第3号 社会教育主事補、官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他社会教育主事補の職と同等以上の職に2年以上従事した者
- ・第2条第4号 文部科学大臣の指定する教育に関する職に4年以上従事した者
- ・第2条第5号 文部科学大臣が同等以上の資格を有すると認めた者

上記、第2条第4号や第5号については、詳細についてお伺いした上で、受講資格の有無を判断しますので、当センターまでメールにてお問い合わせください。

3 受講申込に係ること

Q5 北海道外から受講することは可能ですか。

A5 可能です。しかし、定員を上回る受講申込みがあった場合以下の優先順位により、受講者決定を行います。受講が認められないことがあることを御理解ください。

受講者の選定優先順位

都道府県・市区町村の長又は教育長(教育職員は学校長)からの推薦状の有無	優先順位
推薦状 有り	①道内の教育委員会職員
	②道内の自治体職員
	③道内の指定の職・教育職に就いている者
	④道内の③の職に就いていない者
	⑤道外の教育委員会職員
	⑥道外の自治体職員
	⑦道外の指定の職・教育職に就いている者
	⑧道外の⑦の職に就いていない者
推薦状 無し	⑨道内の教育委員会職員
	⑩道内の自治体職員
	⑪道内の指定の職・教育職に就いている者
	⑫道内の③の職に就いていない者
	⑬道外の教育委員会職員
	⑭道外の自治体職員
	⑮道外の指定の職・教育職に就いている者
	⑯道外の⑦の職に就いていない者

Q6 ネットワーク環境がありません。生涯学習推進センターでの受講は可能ですか。

A6 オンラインでの講義については、当センターを会場として受講することはできません。

Q7 2名で1台の端末から参加することは可能ですか。

A7 できません。1端末1名としてください。

Q8 スマートフォンでの受講はできますか。

A8 受講できません。

講義や演習において画面での資料の共有や、共同作業をする場面があり、複数のアプリを同時に画面上で開ける環境が必要となります。

Q9 受講承諾書は必ず作成しなければなりませんか。

A9 行政職員・教員の方は、職場の理解を得て（勤務を調整して）参加するため、業務を欠席する必要がある場合があるので、必ず作成し提出してください。

Q10 PCにカメラがなく、ビデオをオンにできませんが受講は可能ですか。

A10 受講はできません。運営者が受講の様子を確認することができるように、カメラ機能がなく、ビデオをオンにできない場合は、外付けカメラ等の御準備をお願いします。

4 講習の方法・内容に係ること

Q11 欠席しなければならない日がありますが、受講可能ですか。

A11 欠席することにより、単位修得が認められない場合があります。

本講習は、全日程出席することを原則としています。やむを得ない事由（天災、親族の死去に伴う葬儀等、社会通念上出席できないと認められる場合）により欠席する場合は、事前に当センターへ連絡の上、所定の様式に欠席理由等を記載し、提出する必要があります。欠席の可能性がある場合は、用務の調整、または次年度以降の受講をお願いします。

Q12 分割して受講は可能ですか。

A12 可能です。

しかし、一つの科目内での分割受講はできません。また、分割受講については、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため、原則として、①生涯学習概論、②社会教育経営論、生涯学習支援論、③社会教育演習の順序での履修となります。

Q13 日程により、受講場所が変わりますが、受講は可能ですか。

A13 可能です。

ただし、安定した通信環境と、受講に専念できる環境の準備をお願いします。また、自家用車や電車等移動中の受講はできません（停車中であっても乗り物に乗っての受講は認められません。個室等、講習に専念できる環境で受講してください）。

Q14 テキストはありますか。

A14 ありません。基本的に資料はデータで配布し、講習を進めます。

Q15 講師の資料はどのように配布されますか。

A15 「Google Workspace for Education」の「Google Classroom」内で受講者へ配布します。オリエンテーション（接続テスト）において、「Google Workspace for Education」の使い方を説明します。

Q16 「Google」のアカウントがありませんが、受講可能ですか。

A16 可能です。受講決定後、個人アカウント（メール機能はない Google アカウント）を付与します。付与されたアカウントで Google にログインした上で、「Google Workspace for Education」を使って受講のための連絡や資料のやりとりを行います。

Q17 単位の認定のための課題はありますか。

A17 あります。講義後のレポート（リフレクションシート）提出、演習課題等により評価します。

Q18 単位の認定のための試験はありますか。

A18 試験はありません。出席数や受講態度、講義後のレポート、演習課題等により総合的に評価します。

Q19 受講料はかかりますか。

A19 無料です。ただし、機器の購入、通信、資料印刷等に係る費用は受講者で御負担をお願いします。

Q20 オンライン会議「Zoom」に不慣れですが、受講は可能ですか。

A20 受講は可能ですが、オリエンテーションに参加できるように、「Zoom」への入室操作、ビデオやマイクのオンオフ操作、ブレイクアウトルーム入退室操作について、事前に御確認ください。

Q21 「Zoom」の背景を設定しても良いですか。

A21 適切な環境で受講されていることを把握するため、背景の設定はできません。

Q22 講義を録画することは可能ですか。

A22 講義の録音・録画やスクリーンショットの使用は認めておりません。運営で録画をする場合は、講師に許可をいただいております。講義中は必要に応じて、メモ等で対応してください。その他、御不明な点等は担当まで御連絡ください。

Q23 講習は大変ですか。

A23 個人の感覚によると思いますが、資格を付与の講習であること、講習期間が長期に渡ることを考えると気軽な講習とはなりません。オンラインで実施するため、終日画面を見続ける、座り続ける大変さは感じられるかもしれません。

【お問合せ先】

北海道立生涯学習推進センター

E-mail : shougai.12@pref.hokkaido.lg.jp

お問合せは、メールにて御連絡ください。